

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会水戸市協賛取扱基準
(平成 29 年 5 月 15 日 実行委員会第 1 回常任委員会決定)

1 趣旨

この基準は、第 74 回国民体育大会水戸市協賛取扱要項（以下「要項」という。）第 8 条の規定に基づき、協賛者への謝意表明について必要な事項を定めるものとする。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準は、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・法人・団体	50 万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	50 万円未満 10 万円以上			事務局長
	10 万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用したフレイズ
企業・法人・団体	10 万円以上	協賛者バナー貼付, 写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	使用可
	10 万円未満	協賛者名掲載			

備考

- (1) 個人協賛は、要項第 4 条第 5 号の規定に基づき求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 愛称等を使用したフレイズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレイズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

例)

〇〇〇社は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{いきいき茨城ゆめ国体} \\ \text{いきいき茨城ゆめ大会} \\ \text{いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会} \end{array} \right\}$

水戸市開催 $\left\{ \begin{array}{l} \text{を応援しています。} \\ \text{の協賛企業です。} \\ \text{〇〇競技会を応援しています。} \\ \text{〇〇競技会の協賛企業です。} \end{array} \right\}$